

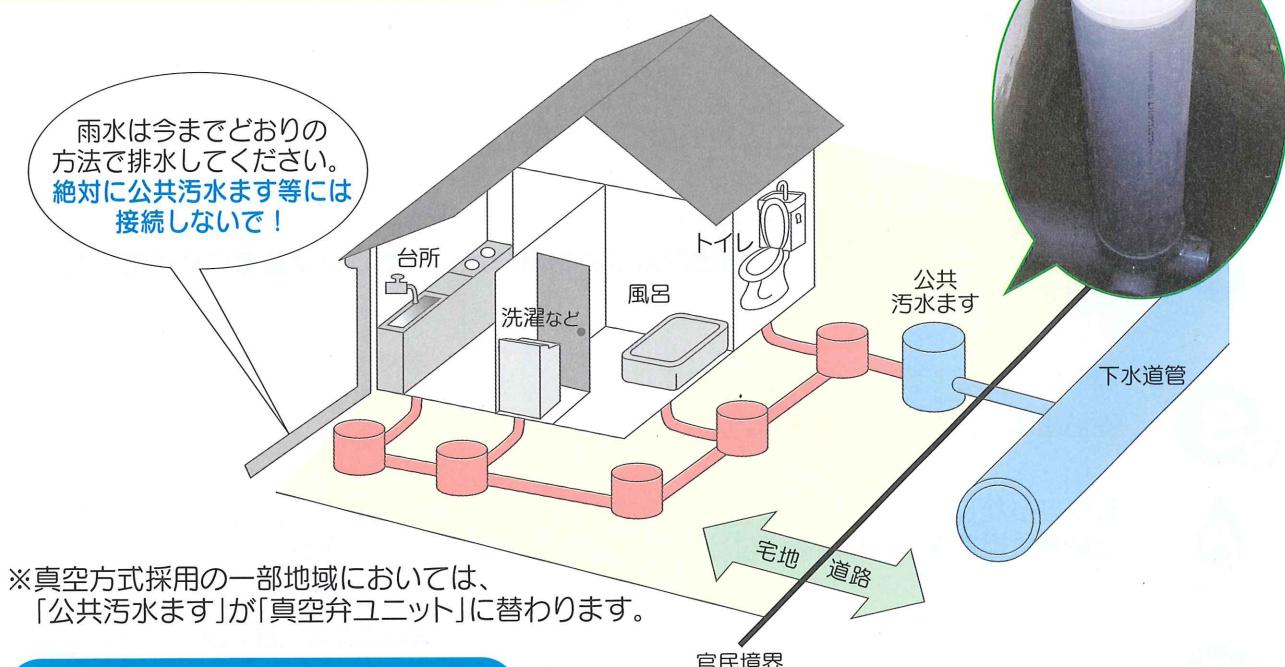


排水設備の設置

下水道が整備されても、排水設備を設置しなければ家庭等からの汚水を下水管に流すことはできません。排水設備とは、公共污水ます等までの敷地内配管のことをいいます。排水設備は、**下水道の供用開始後に個人の費用で設置し**、補修・点検などの管理をしていただきます。

なお、松茂町の下水道は雨水と污水を別々に流す「分流式」下水道ですので、雨どいなどの**雨水管は絶対に公共污水ます等には接続しないでください。**

- 排水設備…個人が供用開始後に工事をし、管理する箇所
- 公共下水道…町が工事をし、管理する箇所



排水設備に関するQ&A



Q1 排水設備の設置義務者は誰ですか？



A 建築物の所有者が排水設備の設置義務者になります。なお、建築物の所有者とその敷地の所有者が異なる場合も、当該建築物の所有者が排水設備の設置義務者になります。



Q2 下水道の供用開始後、いつまでに排水設備を設置しなければなりませんか？



*くみ取りトイレを使用している場合

供用開始後、3年内に水洗トイレに改造し、下水道に接続していただかなければなりません。
(下水道法第11条の3)

*浄化槽を使用している場合

供用開始後、遅滞なく下水道に接続していただかなければなりません。
(下水道法第10条)



Q3 排水設備工事の施工は、誰に依頼すればいいのですか？



A 排水設備工事は、正しく行わないと排水管がつまったり、悪臭が発生する原因となります。

排水設備工事は必ず松茂町が指定した「排水設備指定工事店」に依頼してください。



Q4 排水設備工事にかかる費用はどのくらいですか？



各家庭等の敷地の広さ、建築物の構造・間取り等により変わります。複数の指定工事店から見積もりを取りなどして確認してください。

※排水設備工事の費用は、受益者負担金16万円以外に別途必要となる費用ですでのご注意ください。



排水設備工事のお申し込みから完成まで

排水設備工事は、松茂町登録の**松茂町下水道排水設備指定工事店**で！

松茂町では、排水設備工事が適正に行われるよう指定工事店制度を設けています。
排水設備の設置工事は、必ず**松茂町登録の指定工事店へ直接お申し込みください。**
(指定工事店については、下水道課窓口の指定工事店一覧表をご覧ください。)



①排水設備工事の依頼・契約

排水設備設置者は、指定工事店を決め、調査・設計・見積を依頼します。工事の方法、費用など十分に打合せを行ってから指定工事店と契約してください。

②排水設備工事の確認申請

指定工事店は、工事着手の14日前までに「**排水設備等計画確認申請書**」を作成し町に提出します。この申請書には排水設備設置者の署名と押印が必要です。

③申請書審査・確認

町で申請書の内容が適正かどうか審査し、審査後に「**排水設備等工事確認書**」を交付します。

④排水設備工事着工

指定工事店が排水設備工事に取りかかります。

⑤排水設備工事完了

指定工事店は、排水設備工事が完了した日から5日以内に、「**排水設備等工事完了兼使用開始届**」を町に提出します。

この届けには、排水設備設置者の署名と押印が必要です。

⑥町の検査 (検査済証の交付)

町が完了検査を行います。
検査に合格すると、排水設備設置者に検査済証を交付します。

使用開始可能

各種助成制度等をご利用ください！

助成金等の名称	助成事業等の内容等	助成金額等	申請方法等
①松茂町公共下水道普及促進対策助成金 供用開始後、一定期間内に公共下水道に接続するための排水設備工事を実施した方に交付します。	<p>* 助成金の対象者（次のすべてに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の設置義務者 ・供用開始の日から3年以内に排水設備工事を完了し、町が行う工事完了検査に合格した者 ・町税等の滞納が無い者 <p>* 助成金の対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事 ・浄化槽を廃止する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事 	<p>町が行う工事完了検査に合格した日が</p> <p>供用開始の日から1年以内 8万円</p> <p>供用開始の日から3年以内 5万円</p> <p>※改造工事費用が当該助成金額に満たない場合は1,000円未満を切り捨てたその額</p>	<p>排水設備工事を行う前に、「下水道普及促進対策助成金交付申請書」を排水設備等計画確認申請書とともに提出してください。</p> <p>助成金は、工事完了検査合格後に確定通知書により通知・交付します。</p>
②松茂町生活保護世帯に対する排水設備設置費助成金 公共下水道に接続するための排水設備工事を実施した生活保護世帯に交付します。	<p>* 助成金の対象者（次のすべてに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内に住所を有し、自己の建築物に居住している生活保護世帯であり、かつ排水設備の設置義務者 ・町税等の滞納が無い者 <p>* 助成金の対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事 ・浄化槽を廃止する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事 	<p>助成対象となる排水設備工事に要する費用</p> <p>※1世帯あたりの助成金の最高限度額：50万円（1,000円未満の端数切り捨て） (ただし、生活保護法第12条に規定する生活扶助の臨時的一般生活費として支給される下水道設備費の額（限度額17万円程度）を控除した額とします。)</p> <p>注) 事前に生活保護法に規定する生活扶助の臨時的一般生活費として支給される下水道設備費の受給申請が必要となります。 お問い合わせ先 徳島県東部保健福祉局 生活福祉担当 088-626-8720</p>	<p>排水設備工事を行う前に、「生活保護世帯排水設備設置費助成金交付申請書」を排水設備等計画確認申請書とともに提出してください。</p> <p>助成金は、工事完了検査合格後に確定通知書により通知・交付します。</p>
③松茂町浄化槽雨水貯留施設転用費助成金 供用開始後、3年以内に公共下水道に接続するための排水設備工事を実施し、不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用、改造する方に交付します。	<p>* 助成金の対象者（次のすべてに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の設置義務者 ・供用開始の日から3年以内に排水設備工事及び転用工事を完了し、町が行う工事完了検査に合格した者 ・町税等の滞納が無い者 <p>* 助成金の対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽内部の不用部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事 ・雨水集水配管及び雨水管の取付工事 ・ポンプ本体費用及びポンプの設置に係る工事 	<p>助成対象となる転用工事に要した費用の3分の2</p> <p>※1世帯あたりの助成金の最高限度額：10万円（1,000円未満の端数切り捨て）</p> 	<p>排水設備工事を行う前に、「浄化槽雨水貯留施設転用費助成金交付申請書」を排水設備等計画確認申請書とともに提出してください。</p> <p>助成金は、工事完了検査合格後に確定通知書により通知・交付します。</p>
④松茂町水洗便所改造資金利子補給 供用開始後、3年以内に公共下水道に接続するための排水設備工事を実施した方に対し、その工事に要する借入金利子を補給します。	<p>* 利子補給の対象者(次のすべてに該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者 ・供用開始の日から3年以内に排水設備工事を完了し、町が行う工事完了検査に合格した者 ・官公署、会社及びその他の法人でないこと ・町税等の滞納が無い者 <p>* 対象工事額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件につき10万円以上100万円以内において町長が定める額 <p>* 利子補給対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息の償還が始まった日の属する月から起算して36ヶ月以内 <p>* 利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が指定した取扱金融機関（リフォームローン外各種融資資金）、徳島県社会福祉協議会（生活福祉資金）及び徳島県（母子寡婦福祉資金貸付金）が定めた率 	<p>利子補給の額</p> <p>貸付利率の2分の1の利率で計算して得た額</p> <p>(ただし、貸付利率の2分の1の利率が年3.5%を超える場合は年3.5%で計算して得た額)</p> <p>※延滞利息については全額借受人の負担となります。</p>	<p>排水設備工事を行う前に、「水洗便所改造資金利子補給申請書」を排水設備等計画確認申請書とともに提出してください。</p> <p>半年毎に、返済済みの利子を対象として計算し、返済履歴表等により返済状況を確認のうえ、利子補給を行います。</p>

※上記①、③、④の制度は併用可能です。

※上記②の制度の利用をお考えの方は、事前に下水道課へご相談ください。